

## 事業点検評価特別委員会 調査・研究に係る提言

伊那市議会基本条例第8条の「議会は市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策の立案及び提言に関する機能の強化を図るものとする」という規定を真摯に遂行するため、各地域協議会や市民の皆様との懇談会で出された意見も踏まえて、下記の事項について提言します。

### 記

#### 1 総合支所組織のあり方について

総合支所のあり方、機能については、市民はもちろんのこと、各地域でも、また議会内でも議論のあるところであります。今後、十分な議論を重ねて検討していく必要がありますが、以下の点について考慮していくことを望みます。

- (1) 本庁と総合支所間の連携不足解消のため、組織及び業務分担の見直しを進め、総務部門が担う庁舎管理などは業務集約化による本庁移管を検討するとともに、将来的には住民サービスの低下をさせない職員体制で臨むこと。
- (2) 地域の形状や自然の構造などから見て「防災の視点」は、高遠・長谷地域では絶対外せない最重要項目であることを再認識し、防災機能の強化・充実を図ること。

#### 2 伊那市保育園整備計画（後期計画）の小規模保育園のあり方について

小規模保育園のあり方については、これまでも議会内で一般質問等を通じて大いに議論されてきました。その中で、各地域の維持・発展のため、特に中山間地域の活性化のためには、子育てに対する支援体制を充実していくことが必要です。そのためには、伊那市保育園整備計画の後期計画に定めた、保育園の「施設整備基準」と「小規模保育園における休廃園基準」を廃止し、子育て支援の観点から個別に検討していくことが望ましい。

#### 3 道路維持補修費について

毎年、各地域、各区から身近な道路や水路改修等の要望が出されていますが、予算的な面からこの要望に応えられず、不満の声が上がっています。生活道路は日常生活に欠くことのできないものであり、生活の安全や防災対策、また、地域振興を図る上でも、補修・整備は必要不可欠であるため、地域からの要望に応えられるよう、十分な予算を確保するよう努めること。

# 施 策 評 価 シ ー ト

社会委員会所管分

施策評価項目 伊那市保育園整備計画（後期計画）平成 28 年度～32 年度（5 か年間）

評価の対象 小規模保育園のあり方検討

(1)施設整備基準 (2)小規模保育園における休廃園基準について

評価の結果 < 廃 止 > (拡充・継続・改善・縮小・廃止・その他)

## ☆ 評価・提言 ☆

人口減少、少子高齢化の流れは日本全国どの地域でも叫ばれていることでもあります。その流れは都市部より中山間地で顕著です。

伊那市は合併により約 667 平方キロメートルと広大な市となり、都市部もあれば中山間地も存在します。

伊那市議会では今まで多くの議員が一般質問で「伊那市保育園整備計画（後期計画）」の問題を取り上げてきました。

とりわけ「小規模保育園のあり方検討」については、小規模保育園のある市の東部や西部の中山間地に住む市民も安心して子育てできる保育園の運営基準とするために、「小規模保育園のあり方検討 (1)施設整備基準 (2)小規模保育園における休廃園基準」を廃止すべきであります。理由は、以下の 2 点です。

### 【理由 1】

地方自治法第 244 条（公の施設）は、保育園などの公共施設に関し、「普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。」と定め、また「不当な差別的取り扱いをしてはならない。」と定めています。【注】

伊那市の「伊那市保育園整備計画（後期計画）」には、「小規模保育園のあり方検討」として「(1)施設整備基準」があります。それによれば「休廃園施設」として、「入園率 50%または 30 人以下であり、他施設への入園が可能」、また「1 校 1 園体制が存続できない施設にあっては当面休園（経過措置 5 年）とし、大幅な児童数の増加がなければ廃園」とする基準があります。しかしこのような基準の根拠となる法令等の定めはありません。また県内 19 市のうち伊那市と同様の基準のある市はありません。

伊那市は歴史的に見て小学校区を単位に様々なコミュニティー組織が形成されてきており、公共施設である保育園はそれを利用する地域コミュニティーと一体のものと考えます。

住民が同じ目線で議論でき、協働で地域の活性化を図ることのできる範囲は小学校区であります。伊那市はこれまでそれぞれの小学校区に、公設公営の保育園を、最低でも1校1園体制で設置してきました。

よって伊那市は市民公平性の観点から、「(1)施設整備基準」は廃止すべきであります。

## 【理由2】

移住・定住対策、人口増への取り組みや活動は地元の努力なしに、行政におんぶに抱っこでは、地域の活性化が図れないことは理解できます。

しかし、現実的には「施設整備基準」および「小規模保育園における休廃園基準」に合わせるがために、小規模保育園のある中山間地に暮らす市民にはより多くの負担と困難を強いています。

子育て世代で移住・定住を考えている人の多くは、小規模保育園のある中山間地の生活を求めています。しかし園児数が少ないことを理由に保育園を休廃園にすれば、移住・定住を考えている子育て世代の方が、伊那市を選択してくれない可能性があります。

特に小規模保育園のある中山間地においては、人口減少に歯止めをかけ地域活性化を図るために、行政と地域との協働の事業は欠かせません。

よって伊那市は行政と地域との協働の事業として、園児数確保のために移住・定住対策等をさらに充実強化する観点から、「(2)小規模保育園における休廃園基準」は廃止すべきであります。

## 【注】

### 地方自治法第244条（公の施設）①

普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

### 同条②

普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

### 同条③

普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取り扱いをしてはならない。

### 地方自治法第244条の2（公の施設の設置、管理及び廃止）

### 同条②

普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。